

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号の規定による自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する認定基準(災害配慮基準)

令和4年1月14日
建設部建築指導課

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の一部改正に伴い、新たな認定基準として同法第6条第1項第4号に「自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること」が追加され、国の技術的助言により所管行政庁がその基準を定めるとされたことから、これに対応する認定基準を定める。

第1 次の区域内においては、原則、認定を行わないこととする。ただし、区域の指定解除が決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合については、この限りではない。

一 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

四 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域

備考 第1に定める区域以外の区域については、今後その立地する地域の想定される自然災害のリスク等を考慮して、認定を行わない又は認定にあたって必要な措置を定めることとする。

附則 施行日は令和4年2月20日とする。